トワイライトステイ利用のお知らせ

トワイライトステイとは

トワイライトステイ事業とは、平日の夜間や休日に、保護者の方が仕事やその他の理由で不在となり、家庭でお子さんを養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、実施施設でお子さんを保護し、生活指導や食事の提供等を行う事業です。

対 象 児 童

弘前市内に住所を有する上記家庭の小学生以下のお子さんで、利用登録申込書を市に提出し、市が登録した児童が対象となります。

利 用 日 時

月曜日～土曜日　　午後５：３０ ～ 午後１０：００
日曜日・祝日　　午前８：００ ～ 午後１０：００

※１２月２９日～１月３日はお休みです。

利 用 料 等

利用料	**月曜日～土曜日**	**１時間あたり**	**１００円**
	日曜日・祝日	**１時間あたり**	**２００円**
食事代		**１食あたり**	**３５０円**

※上記のほか、用品等の購入が必要な場合は、実費を負担していただきます。

実 施 施 設

児童家庭支援センター「太陽」　　弘前市大字豊原１丁目１－３
（弘前愛成園に併設されています。）
電話 0172-33-3611　　FAX 0172-36-4443

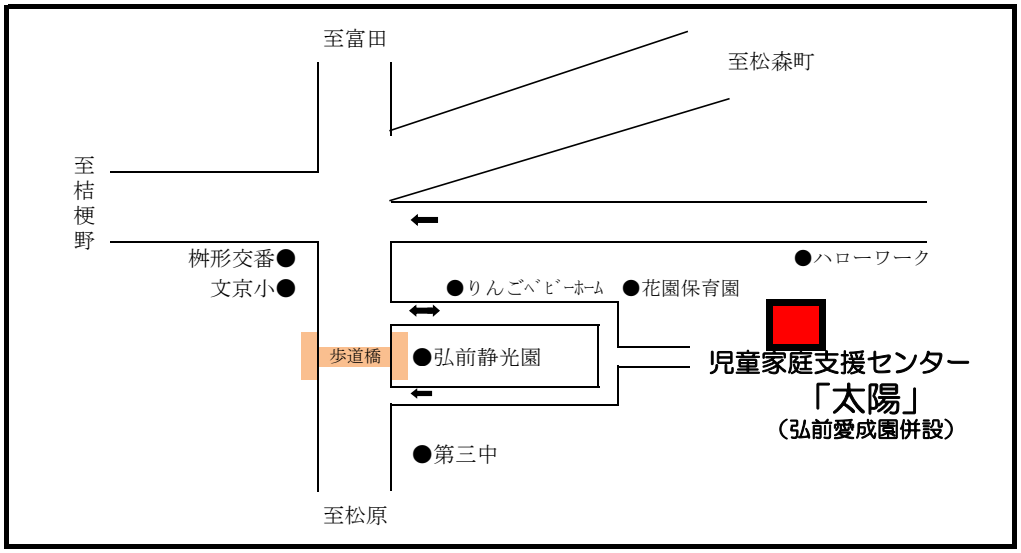

〈問い合わせ先〉
弘前市健康福祉部 子育て支援課 児童育成係
電話　０１７２－３５－１１３１（直通）

☆利用の手続き等については、裏面をご覧ください。

利用までの手続き

1 事前登録

利用したい方は、事前登録が必要となります。「トワイライトステイ利用登録申込書」により登録してください。

☆ 登録申込書は、次の場所で配布しています。
子育て支援課児童育成係（本館１階　窓口１０７番）、
岩木総合支所民生課健康福祉係、相馬総合支所民生課健康福祉係

☆ **登録申し込み先**
子育て支援課児童育成係（本館１階　窓口１０７番）
岩木総合支所民生課健康福祉係、相馬総合支所民生課健康福祉係

※登録申し込み時には、お子さんの健康状態や家庭の状況に詳しい方がおいでください。
（事前に実施施設の見学などをお願いする場合があります。）
※登録申し込みには、認め印が必要となります。なお、やむを得ず登録前に利用したい場合は、子育て支援課へご相談ください。

2 資格審査

☆ 資格が認められた場合は、登録有効期間を記載した「トワイライトステイ利用資格認定登録通知書」と利用時に使用する「利用申込書」を送付します。

☆ 認定通知を受けた方は、トワイライトステイを利用することができます。

☆ 登録後に住所や家庭状況等の変更があった場合は、届出が必要になります。

3 利用申込等

利用する時は、利用希望日の３日前までに実施施設へ電話予約が必要です。予約後は送付された「利用申込書」によりお申し込みください。予約をキャンセルする場合は、他の利用希望者の妨げとならないよう、早めにご連絡ください。

☆ **利用申し込み先**
児童家庭支援センター「太陽」　電話　０１７２－３３－３６１１

☆ 利用上の注意
お子さんの送迎は、保護者のかた（または保護者が依頼したかた）が行ってください。
お子さんの健康状態等によっては利用できない場合もあります。

☆ 利用当日に必要な物（持参する持ち物には全て名前の記入をお願いいたします。）

○利用申込書	○認印	○健康保険証のコピー
○母子手帳（初回のみ）	○着替え（２組）	○バスタオル（２枚）
○パジャマ（１組）	○離乳食（必要な児童）	○紙オムツ（必要な児童）
○その他、お子さんに必要なもの		

※　詳しくは、実施施設に確認してください。